

北海道立羽幌病院感染防止対策指針

第 1 目的

北海道立羽幌病院（以下[当院]という。）における院内感染防止対策及び院内感染発生時の対応等院内感染防止に関する体制を確立し、適切かつ安全で質の高い医療サービスの提供を図ることを目的とする。

第 2 院内感染防止対策に関する基本的考え方

- 1 院内感染防止対策は、①感染の発生予防・防止、②感染症発生時の発生源の調査、拡散防止、治療、③再発防止の三原則を当院全ての部門が協力して実施することにより、患者及び職員の健康や衛生環境を保証することとなる。そのために、感染対策部門に感染対策チーム（ICT）を設置して感染防止体制を構築し、組織全体で効果的な感染防止対策の活動を展開する。
- 2 院内感染発生の予防・防止
感染予防・防止に当たっては、院内感染防止マニュアルを遵守し、常に標準予防策（スタンダードプリコーション）の観点に基づいた医療行為を実践するとともに、期せずして院内感染が発症した場合には、速やかに原因を捕捉、評価し、感染の拡大防止と終息に努める。

第 3 院内感染防止対策に関する体制の設置

- 1 院内感染防止対策に関する院内の現状や問題点を把握し、改善策を講じるなど感染防止活動の中心的役割を担うために、院内に各部門から代表者で構成する委員会を設置する。
 - （1）院内感染防止対策委員会
 - （2）ICT 院内感染対策チーム（以下「ICT」という）
 - （3）リンクナース委員会
- 2 医療安全推進室に感染防止対策部門を設置し、その部門内の ICT が、院内感染防止対策に係る活動を行う。
- 3 前項に規定する委員会等の組織及び運営に関しては別に要領を定める。

第 4 院内感染管理者の設置

- 1 感染対策に 3 年以上の経験を有する専任の常勤医師
- 2 業務
 - （1）ICT の業務に関する企画立案及び評価を行う。
 - （2）感染対策に関する教育、啓発、研修企画に関すること。
 - （3）アウトブレイク発生時の調査と介入に関すること。
 - （4）院内巡回による感染対策の点検と助言に関すること。
 - （5）特定抗菌剤の使用届に関すること。
 - （6）その他、感染対策を円滑に推進するため、必要な業務を行う。

第 5 職員研修に関する基本的事項

- 1 院内感染対策のための基本的な考え方及び具体的方策について職員に周知徹底をすることで、個々の職員の院内感染に対する意識を高め、業務を遂行する上での技能やチームの一員としての意識向上を図る。
- 2 研修は当院の事情に即した病院全体に共通する内容で、職種横断的な参加の下で年 2 回程度定期開催し、必要に応じ随時開催も行う。また、院外の感染に関する研修・学会等の開催情報を広く周知し、職員の参加を支援する。

- 3 院内研修の結果、外部研修の参加実績を記録・保管する。

第6 感染症発生報告に関する基本的事項

- 1 院内感染防止対策委員会、ICTにて院内感染状況、院内感染情報、抗菌剤の適正使用についての報告を行う。
- 2 重大な問題が発生した場合は、副院長（医療安全推進室室長「兼任」）が院長に報告、臨時院内感染防止対策委員会の開催を検討。臨時院内感染防止対策委員会で対策の検討を行う。
- 3 院内対応が困難な事態が生じた場合や、感染症が発生した場合あるいは発生が疑われる場合は、保健所や専門家に相談する体制を確保する。

第7 患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本的事項

- 1 本指針は、各部門に配布している院内感染防止マニュアルの最初の項として載せ、全ての職員が閲覧できるようにする。
- 2 病院ホームページにおいて、一般に公開する。

第8 その他院内感染対策推進のために必要な基本的事項

- 1 院内感染防止対策マニュアルは、各部門に一冊配布する。
- 2 職員は院内感染防止マニュアルを遵守する。
- 3 院内感染防止対策マニュアルは必要に応じて見直し、改訂結果を職員に周知する。

附則

- この指針は、平成 19 年 4 月より、より施行する。
この指針は、平成 22 年 4 月に改訂し施行する。
この指針は、平成 27 年 1 月に改訂し施行する。
この指針は、平成 28 年 10 月に一部改訂し施行する。
この指針は、平成 29 年 4 月 1 日に一部改訂し施行する。
この指針は、令和 3 年 8 月 1 日に一部改訂し施行する。